

共生・公正・創造



ユニオン・EYE

<http://www1a.biglobe.ne.jp/jrtu-EWU>

ジェイアール東日本労働組合
〒108-0014 東京都港区芝5丁目33番36号
TEL(NTT)03-3453-2107 (JR)057-2290
発行者/今井 伸 編集者/平 憲治

【東労組の内部抗争、最近の動き！ シリーズ5】

東労組の大会直前に、反本部派が要請書！

6月11日～13日、高崎市・群馬音楽センターで開かれた東労組第22回定期大会は、はじめから波乱含みの大会であった。冒頭、石川委員長は挨拶の中で『大会直前に、轟弁護士や斉藤、峰田などが要請書を持ってきた』ことを明らかにした。この要請書は、「JR東労組をよくする会（反本部派）」による本部への要請書である。入手した資料（JR東労組を良くする会ニュース等）を要約すると下記の内容のようである。

東労組本部に対する署名組合員による要請書

・・・2002年から始まった東労組中央本部の意向と反するなどの理由で制裁等を行う「組織混乱」によってすでに4年が経過し、職場で働く組合員は様々な不安と動揺を抱えて仕事に従事している。・・・自由闊達に意見が言える労働組合、安心して業務を遂行できるようにするために「JR東労組を良くする会」を結成しました。

<要請事項>

1. 制裁をはじめとする統制権の行使は、あくまで労働条件の維持、改善を図るという目的のための組合活動に関して行われるべきである。
2. 職場で発生している同じ東労組組合員に対する様々な嫌がらせ、差別行為を放置せず、直ちに是正すること。
3. 規約の拡大解釈、事実に基づかない虚偽の理由による制裁の乱発を直ちに中止すること。
4. 職場組合員の率直な意見に耳を傾けるとともに、地方組織からの要請書に対して責任を持って誠実に答えること。

要請代表者	東京都	内谷 仁	神奈川県	本間 雄治
	新潟県	斉藤 藤俊	長野県	峰田 尚男
	千葉県	篠塚 哲司		

要請代理人（弁護士） 轟 道広

要請書に書いてある要請事項は、労働組合として当たり前の事である。要請代表者の5人は、それぞれ5地本の反本部派代表者（内谷＝東京地本・新潟広域異動組、斉藤＝新潟地本前委員長、篠塚＝千葉地本前書記長、本間＝横浜地本出身元本部中執、峰田＝長野地本委員長）である。そして要請代理人は、連合長野の顧問弁護士である。

東労組大会は当然この要請書を巡って紛糾、二日目の議論では『良くする会は本部から出て行く会だ、松崎前顧問が嫌なら出て行けばいい。専従者で署名した人は辞めるべきだ』などと非難集中。本部は、『要請書を撤回し、会を解散すべき』なる本部見解を出したとのこと。また、千葉書記長総括答弁で、「専従で署名した8名（新潟3名＜三浦・清田・星野＞と長野の5名）は許さない」と今回の署名問題を総括したようである。

これに対して良くする会は本部に、反論の回答書を電報で打ったという。JR東労組をよくする会が今後どのような動きをするのか、本部の『嫌なら出て行け！』発言と相まって、どうやら嶋田一派の組織分裂の方向へ動いているのではないか！？